

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和8(2026)年4月22日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「熊による警察官の受傷が報道されたが、出没件数、通報件数とも今後さらに増加すると思われるので、受傷事故防止の徹底を改めてお願いする。対応に隙が生じないように、幹部は日々職員に声をかけるなどしていただきたい。また、年度当初は部下職員と心的距離を縮めるコミュニケーションが重要であると考えており、人事管理や業務管理の素地になるものだと思うので、フォーマルな場面以外でもコミュニケーションを図りつつ、部下から様々な話を聞けるようにしていただきたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 令和8年県議会2月定例会の開催状況について

警察本部から、「会期は2月13日から3月23日までの39日間行われ、警察本部関係議案等は議案5件及び報告1件でいずれも可決された。代表質問及び一般質問は、2月19日から2月26日までの5日間行われ、警察本部に対し、一般質問では、希望いわて、宮古選挙区の畠山茂議員から、特殊詐欺の被害防止対策について質疑がなされ、本部長が答弁した。会期中、2回の総務委員会が開催され、2月27日の同委員会では、警察本部関係の議案である、補正予算及び工事請負契約の締結2件の計3件が審査され、自由民主党、紫波選挙区の白澤勉委員から、今後の施設整備計画について質疑がなされ、会計課長が答弁し原案どおり可とされた。また、この際質問において、自由民主党、宮古選挙区の佐々木宣和委員から、人口減少社会における小規模自治体の警察体制の将来像について質疑がなされ、警務課長が答弁した。3月18日の総務委員会では警察本部関係の議案はなかった。

3月6日の予算特別委員会では、警察本部関係の議案である令和8年度当初予算及び手数料条例の改正議案が審査された。警察本部審査では4名の委員から質疑がなされ、本部長及び各部長等が答弁を行った。主な内容は、自由民主党、大船渡・陸前高田選挙区の佐々木茂光委員による交通安全施設についての質疑及び関連質問でなされた自由民主党、北上選挙区の高橋穩至委員による摩耗した道路標示の対応についての質疑に対し交通部長が、希望いわて、滝沢選挙区の柳村一委員による岩手県警察音楽隊についての質疑に対し警務部長が、自由民主党、遠野選挙区のはぎの幸弘委員による道路交通法改正についての質疑に対し交通部長がそれぞれ答弁した。また、日本共産党、盛岡選挙区の斉藤信委員に

よる上司のパワハラ暴行による自死事件に関連し、警察における措置についての質疑に対し首席監察官が、拙速すぎる措置決定ではなかったのかとの質疑に対し本部長がそれぞれ答弁し、続けてなされた当該措置の参考とした先例についての質疑、元警部補による盗撮事件の対応についての質疑、過去の不祥事案及び対応状況についての質疑に対し、首席監察官が答弁をした。」旨の報告があった。

○ 警察あて苦情の受理・処理状況について（令和8年3月末現在）

警察本部から、「本年3月中の受理件数は7件であり、内容は、警察官等の言動に関するもの5件、相談対応に関するもの1件、その他として開示請求の対応に関するもの1件であった。また、3月中における処理件数は2件であった。」旨の報告があった。

○ 職員に関する情報提供システムの運用について

警察本部から、「本システムは、職員が他の職員に関する善行又は非違非行の兆しに関する情報を把握した際に、所属を問わず組織に提供することにより組織の健全な運営を維持する目的で開始するものである。名称は、物事が起こる前触れや兆候を意味する『兆し』、草木が芽を出すこと及び物事が芽生え始めることを意味する『萌し』の2つの意味を持つ『きざし』という言葉と、合図を意味する『シグナル』という言葉の掛け合わせ『きざしシグナル』とした。運用開始日は4月23日を予定している。所属の垣根を越え必要な情報の共有がなされるよう、システムの活用を職員に周知していく。」旨の報告があった。

【生活安全部議題】

○ 専決事務処理状況（令和8年1月～3月）について

警察本部から、「令和8年1月から3月の専決事務処理状況について主なものを報告する。『風営適正化法関係』のうち、専決者を生活安全企画課長とする『営業の許可、遊技機の検定・認定等』の件数は221件であり、前年同期比で24件増加した。主な増加理由は、ぱちんこ業者からの遊技機の認定申請が増加したものである。また、専決者を署長等とする『風俗営業の変更承認等』の件数は791件であり、前年同期比で37件減少した。主な減少理由は、ぱちんこ業者からの遊技機の入替えに伴う変更承認申請が減少したものである。『探偵業法関係』のうち、『探偵業届出、変更届等の受理』の件数は2件であり、例年並みであった。

『警備業法関係』のうち、専決者を課長とする『資格者証、合格証明書の交付等』の件数は81件であり、前年同期比で42件増加した。主な増加理由は、警備員指導教育責任者資格者証の交付等が増加したものである。また、専決者を署長とする『変更届、講習・検定申込みの受理等』の件数は74件であり、前年同期比で16件減少した。主な減少理由は、変更の届出が減少したものである。『質屋・古物営業法関係』のうち、『古物営業の許可等』の件数は272件であり、前年同期比で26件増加した。主な増加理由は、仮設店舗営業届出が増加したものである。『銃刀法関係』のうち、専決者を署長等とする『上記以外の銃砲所持許可の更新等』の件数は353件であり、前年同期比で95件減少した。主な減少理由は、猟銃所持者が減少したため所持許可の更新申請が減少したものである。『火取法関係』のうち、専決者を署長等とする『運搬届、猟銃用火薬類の譲受・譲渡許可等』の件数は357件であり、前年同期比で36件減少した。内訳は、工事等に使用する火薬類を運搬するため

の運搬届が32件、猟銃用火薬類に関するものが8件である。主な減少理由は、工事等に使用する業務用火薬、猟銃用火薬類に関する届出件数が減少したものである。」旨の報告があった。

○ 「東北絆まつり2026盛岡」雑踏警備について

警察本部から、「『東北絆まつり』は、東日本大震災からの復興を願い平成23年から開催されていた『東北六魂祭』の後継イベントであり、平成29年から名称を変更し、東北6県の代表的な祭りが一堂に会し出演する大規模な祭りとして、各県持ち回りで開催している。主催者は、盛岡市交流推進部、盛岡商工会議所で構成する『東北絆まつり実行委員会』であり、昨年は大阪・関西万博で開催したため、盛岡開催は1年延期となっている。開催日時は、1日目が令和8年5月23日（土）午前10時から午後7時まで、2日目が令和8年5月24日（日）午前10時から午後5時までである。『青森ねぶた祭』、『秋田竿灯まつり』、『盛岡さんさ踊り』、『山形花笠まつり』、『仙台七夕すずめ踊り』及び『福島わらじまつり』の各パレードのほか、盛岡城跡公園多目的広場をメイン会場に、周辺の芝生広場やもりおか歴史文化館前広場等で県内市町村の伝統芸能を披露するイベントが行われる予定である。人出は2日間合計で30万人を見込んでいる。警備の基本方針は、『1. 雑踏事故の未然防止』『2. 会場周辺の交通の安全と秩序の維持』、『3. テロ等突発事案発生時における迅速的確な避難誘導』及び『4. 適切な市民応接』であり、雑踏事故防止に向けた措置として、『1. 管轄署に対する県警全体でのバックアップ』、『2. 開運橋及び旭橋を活用した人流の導線確保』、『3. 盛岡駅における臨時列車の増便依頼』、及び『4. 竿灯演舞における事故防止対策』を行うこととしている。」旨の報告があった。

【交通部議題】

○ 審査基準等の一部改正について

警察本部から、「自転車の交通反則通告制度の導入等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律等が本年4月1日に施行されたことから、当県の運転免許関係に係る審査基準等も一部改正するものである。改正するのは審査基準1基準、処分量定基準12基準であり、いずれも、改正前の道路交通法施行令で『整備不良』と規定していた名称を『自動車等整備不良』と改めるものとなる。今回の名称変更に伴う処分量定基準の変更はない。改定日は決裁日の本日を予定している。」旨の説明があり、決裁をした。

○ 令和8年春の全国交通安全運動の活動結果について

警察本部から、「『令和8年春の全国交通安全運動』期間中の交通事故発生状況は、速報値で、発生件数が40件で前年比3件の増加、死者数が1人で前年比1人の増加、傷者数が48人で前年比2人の増加となっており、運動最終日に高速道路で大型二輪車の死亡事故が1件発生した。主な交通事故の増減を見ると、高齢者や子どもが関係する交通事故がいずれも減少し、特に、自転車が関係する事故に大きな減少が見られた。これは、法改正周知のための広報や街頭指導等により県民の関心が高まったことによるものと考えられる。一方で、青少年の事故が増加し、高齢者以外の年代の増加傾向も認められることから、免許の更新時講習や稼働先を対象とした講習で注意喚起を図っている。交通違反の取締り状況は、合計1,095件を検挙し、前年比で34件増加した。また、4月1日に自転車の交通違

反に対する交通反則通告制度が施行されたところ、期間中に5件の検挙と211件の警告を行った。運動は終了したが、4月は交通死亡事故抑止集中対策月間であることから、引き続き事故抑止に取り組むこととしている。」旨の報告があった。

【警備部議題】

○ 警察職員の援助要求について

警察本部から、「警察職員の援助要求2件の決裁を仰ぐものである。1件目は、5月17日に愛媛県で開催される『第76回全国植樹祭』に天皇皇后両陛下が御臨場され、併せて地方事情も御視察される予定であるが、愛媛県警察の行う行幸啓警衛に万全を期すため、同県公安委員会から当県に対し警察職員派遣の援助要求がなされたものである。2件目は、福島県『東京電力（株）福島第一原子力発電所』の警戒警備に万全を期すため、同県公安委員会から当県に対し、警察職員派遣の援助要求がなされたものである。」旨の説明があり、決裁をした。

○ 災害警備訓練の実施について

警察本部から、「実施を予定する災害警備訓練のうち、『災害時情報収集訓練等』については、災害発生初期段階における対処要領の習熟及び職員の危機意識の啓発を目的として新年度当初に例年実施しているものであり、4月27日（月）から5月1日（金）までのいずれかの日に実施する。想定は、県内において最大震度6弱を観測したものとし、会計年度任用職員を除く全職員が対象となる。訓練は、『安否確認メール送受信訓練』、『被害情報報告訓練』及び『災害カメラを使用した情報収集訓練』の3項目を行うこととしている。

次に、『災害警備本部図上訓練及び救出救助訓練』であるが、災害発生時の初動対応要領を確認することを目的として、令和8年4月30日（木）に『強い雨が降り続き地盤が緩んでいたところ、県内において最大震度5強の地震を観測。盛岡市、滝沢市の複数箇所です砂崩れが発生し、家屋が数軒、土砂に巻き込まれたもの。』との想定で行う。訓練では、警察本部において担当者約40名による災害警備本部図上訓練、機動隊敷地内において担当者約20名による救出救助訓練を行うこととしている。

最後に、『災害警備警戒本部設置訓練』であるが、担当者が災害発生初期に実際に行う被害情報収集、資料作成、部隊運用、映像・画像収集、広報対応について訓練を行う予定である。」旨の報告があった。

■個別会議

○ 生活安全企画課

令和8年第1四半期における映像データの活用状況についての報告

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 組織犯罪対策課

岩手県暴力団追放推進センターに対する監査結果についての報告

○ 総務課

公安委員会あて文書の受理・処理についての説明、決裁